

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より、消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度勝浦町の当初予算における充当額については以下のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	66,965 千円
（歳出） 地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた社会保障施策の経費	988,591 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた社会保障施策の経費】

（単位：千円）

区 分	経 費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他		内、引き上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の地方消費税交付金）	
社会 福祉	社会福祉費	36,503	6,277	1,251	28,975	3,468
	障害福祉費	206,645	139,119	500	67,026	8,021
	老人福祉費	44,452	985	6,661	36,806	4,405
	児童福祉費	324,958	211,452	7,238	106,268	12,718
社会 保険	国民健康保険事業	31,540	18,907	0	12,633	1,512
	後期高齢者医療事業	149,268	25,327	1	123,940	14,833
	介護保険事業	155,698	9,363	0	146,335	17,513
保健 衛生	保健衛生費	4,393	222	0	4,171	499
	健康増進事業費	28,449	797	467	27,185	3,253
	母子衛生費	6,685	469	0	6,216	744
合計	988,591	412,918	16,118	559,555	66,965	

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。